介護保険料の 納付確認書の送付

介護保険料は社会保険料控除の対 象です。令和5年中に納付された介 護保険料の納付確認書を送付します。 1年を通じて特別徴収(年金天引き)の みの方は、納付額が源泉徴収票に記 載された金額と同額になるため送付し ません。

納付額は次の書類でも確認できます。

- ・日本年金機構などから送付された 「源泉徴収票」
- ・本人控えとしてお持ちの「領収証」 問合先 高齢介護課サービス担当(1 階③番窓□) ☎939・1164

公的年金等の 源泉徴収票の送付

国民年金や厚生年金保険のうち、 老齢を支給事由とする年金(老齢基礎 年金・老齢厚生年金・老齢年金・通 算老齢年金など)を受けている全ての 方に、「令和5年分公的年金等の源泉 徴収票」が1月末までに日本年金機構 本部から送付されます。

源泉徴収票は、所得税の確定申告 などをする際に使用します。

※障害年金や遺族年金などは課税対 象ではないため、送付されません。 問合先 天王寺年金事務所

☎06 ⋅ 6772 ⋅ 7531

原稿説。前・府蔵説の申告に が開発を表現の形が

国民健康保険料・後期高齢者 医療保険料の納付額通知

国民健康保険料・後期高齢者医療 保険料は社会保険料控除の対象で す。令和5年中に納付された納付額 通知をそれぞれ送付します。

発送時期 1月下旬

問合先 保険年金課収納担当(1階②)

番窓□) ☎939・1183

要介護認定を受けられた方の 障害者控除対象者認定

市・府民税、所得税の課税が見込 まれる世帯の方で、身体障害者手帳 や療育手帳をお持ちの方と同程度の 障害がある方、又は要介護1以上の 認定を受けた方は、障害者控除対象 者認定書の交付を受けることができ ます。

※要支援1又は2の認定を受けられ、 認知症により日常生活に支障のあ る方は、障害者控除対象者認定を 受けることができる場合があります のでお問い合わせください。

交付申請・問合先 高齢介護課高齢 者福祉支援担当(1階③番窓□) **☎**939 ⋅ 1169

償却資産、住宅用地、 住宅建替え中の土地の申告

期間 1月31日(水)まで

■償却資産の申告

固定資産税は、償却資産にも課税 されます。償却資産とは土地・家屋 以外で事業に供する資産で、その減 価償却費や減価償却額が所得の計算 上、損金又は必要経費に算入される ものをいいます。法人・個人にかか わらず事業主は、令和6年1月1日現 在の資産状況を申告してください。

対象資産の例 構築物(門、塀、看板、 アスファルト舗装など)、機械・装 置(工作加工機械など)、車両・運 搬具(ナンバープレートがないも の)、工具・器具・備品(机、テレ ビ、パソコンなど)

※eLTAX で電子申告ができます。

■住宅用地等の申告

対象 令和5年中に家屋の新築・増 築・滅失・用途変更、土地の分 筆・合筆・地目変更などをした方

■住宅建替え中の土地の申告

一定の要件を満たす場合、申告に より土地税額が軽減されます。

対象 令和5年中に居住用住宅を建 て替え、令和6年1月1日現在、住 宅が完成していない方

問合先 税務課資産税担当(2階2)番 窓□) ☎939・1062



富田林税務署からのお知らせ

〇自宅からマイナンバーカードを利用 した[e-Tax]をご利用ください

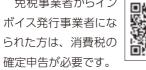
給与所得者等の方が行う「医療費控 除」やふるさと納税の「寄附付金控除」 などの申告は、スマートフォンを利用 した申告が便利です。

国税庁ホームページ [確定申告書等 作成コーナー」の画面案内に従って入 力すれば自動計算され、作成した申 告書は簡単に e-Tax 送信(提出)でき ます。

マイナンバーカードでマイナポータ ルにログインすれば、医療費やふるさ と納税などの情報が自動入力される ため、より簡単に確定申告を行えます。

○インボイス制度について

免税事業者からイン ボイス発行事業者にな られた方は、消費税の



〇キャッシュレス納付については、 スマホアプリ納付が利用可能です

paypay、LINEpay などの6つの pay 払いで、いつでも場所を選ばず に納付できます。

※詳しくは富田林税務署までお問い 合わせください。

問合先 富田林税務署

☎0721 · 24 · 3281

家屋の新築・増築・取り壊し について

令和5年中に新築・増築した家屋 は、固定資産税・都市計画税が令和 6年度から課税されます。

令和5年中に、新築・増築しまだ 登記をしていない家屋や、取り壊し登 記を行っていない家屋は、必ず税務 課まで届け出てください。

問合先 税務課資産税担当(2階②番 窓□) ☎939・1062

ご自身とあなたの大切な方のために 特定健診を受けてください

4月下旬に国民健康保険加入の40 歳から74歳の方にオレンジ色の封筒 で受診券をお届けしています。受診 期限の3月は医療機関が大変込み合 いますので、早めに受診をしてくださ い。事前予約が不要であったり、夕方、 土・日曜日に受診できる医療機関な どもあります(全て個別健診です)。

年に1度健診を受けていただくため に、市が委託した業者から医療機関 の受診方法のご案内や健診を勧める ための電話をします。

※□座番号を尋ねたり、金銭の振り 込みなどを依頼したりすることは ありません。

実施期間 1月15日(月)~2月中旬 委託先業者 ジェイエムシー(株) 発信番号 ☎0120・599・879

「職場健診で同じような検査を受けた」 という方は、結果のコピーを提出い ただくと粗品をお渡しします。お問い 合わせいただければ、返信用封筒を お送りします。

問合先 保険年金課保健事業担当(1 階②番窓□) ☎939 · 1353

(フリーダイヤル)

長期優良住宅の固定資産税 減額

税

長期優良住宅とは、耐震性・バリ アフリー性・省エネルギー性などの優 れた一定の基準を満たし、大阪府が 認定する住宅です。認定された新築 住宅は、固定資産税の減額措置があ ります。新築した年の翌年1月31日ま でに、窓口まで必要書類を提出してく ださい。詳しい減額要件や提出書類 はお問い合わせください。

減額措置の適用期間

①一般の住宅(②以外) 5年間 ②3階建以上の中高層耐火住宅 など 7年間

問合先 税務課資産税担当(2階②番

窓□) ☎939 · 1062

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免 除・一部免除)、納付猶予、学生納 付特例の承認を受けた場合は、保険 料を全額納めた場合に比べ、将来の 老齢基礎年金の受取額が少なくなり ます。

免除などの期間の保険料は、10 年以内であれば遡って納める(追納す る)ことができ、これにより将来受け 取る老齢基礎年金を増額することが できます。

追納保険料は、免除などの期間の 翌年度から数えて3年度目以降になる と、当時の保険料額に経過年数に応 じた加算額が上乗せされます。追納 をお考えの場合は早めにご相談くだ さい。

※原則免除などを受けた古い期間の 保険料から納付することになります。 ※一部免除を受けた期間の納付すべ き保険料が未納の場合は、追納で きません。

問合先 天王寺年金事務所 **☎**06 · 6772 · 7531



第三者行為による傷病届

国民健康保険の加入者が、交通事 故など他人(第三者)の行為によりケ ガなどをしたときは、加害者がその治 療費を負担するのが原則ですが、や むを得ない場合は国民健康保険を使 って治療を受けることもできます。

その場合は、治療を受ける前に「第 三者行為による傷病届」を必ず保険年 金課の窓口へ提出してください。後 日、保険者(藤井寺市)が負担した医 療費を加害者に請求します。

提出する前に、加害者から治療費 を受け取ったり、示談が成立したりす ると、国民健康保険で給付ができな くなる場合もあります。

問合先 保険年金課国民健康保険担 当(1階②番窓□) ☎939・1177



保険•年金

1月から開始 産前産後期間の 国民健康保険料免除制度

国民健康保険に加入している方の、 出産(予定を含む)前後の期間の国民健 康保険料を免除する制度です。出産 予定日の6か月前から申請が可能です。

対象 妊娠12週(85円)以降に出産し た (出産予定の)方(死産・流産・ 早産及び人工妊娠中絶の場合も含

※出産(予定)日が令和5年11月1日以 降の方

免除期間 単胎の場合は、出産(予定) 日の属する月の前月から4か月間 多胎の場合は、出産(予定)日の属 する月の3か月前から6か月間 令和5年度においては、産前産後 期間のうち令和6年1月以降の期間 が減額対象

(※例 令和5年11月の出産(予定)日 の場合は、令和6年1月分のみ減額 (象校

免除額 免除期間の保険料のうち、 出産される方の所得割額と均等割 額の保険料を年額から減額

申請に必要な書類 ①出産(予定)日 が確認できる書類(母子健康手帳な ど)、②出産される方の保険証、③ 手続きされる方の本人確認ができ るもの、4マイナンバーがわかる もの(世帯主・出産される方)、⑤ 委任状(世帯主以外の方が手続き される場合)

問合先 保険年金課国民健康保険担 当(1階②番窓□) ☎939・1177





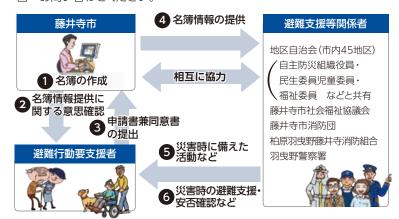


避難行動要支援者支援制度 現況確認 期限1月31日(水)

大規模な災害が発生したときに、自力で避難することに不安があり、地 域での支援などを希望する方が登録可能です。

登録者には、「現況確認のお願い」の書類を12月下旬から順次郵送してい ます。登録情報に変更がないかを確認し、引き続き登録を希望される方は「申 請書兼同意書」に記入の上、同封の返信用封筒で返信するか窓口までお持 ちください。

なお、登録は随時受け付けていますので、新たに登録を希望する方は窓 口へお問い合わせください。



提出・問合先

危機管理室企画担当(4階總番窓□) ☎939・1190 協働人権課広聴・協働担当(1階④番窓□) ☎939・1331 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓□) ☎939・1106 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓□) ☎939・1169

こちら羽曳野けいさつ署

☎952 · 1234



1月10日は[110番の日]

110番は、事件や事故発生時の緊 急通報電話です。

110番通報に迅速に対応するため、 緊急でない相談・要望などについて は、警察相談専用電話[#9110]又は 羽曳野警察署や最寄りの交番などに ご相談ください。緊急の対応に支障 をきたすので、いたずら110番通報 は絶対にやめましょう。

■110番の6つのポイント

①どんな事件、事故か ②どこで ③いつごろ ④犯人の特徴は ⑤今 どうなっているか ⑥通報者の情報

マイナンバーカード 交付臨時窓口

日時 1月28日(日) 9時~12時 ※カード交付業務のみ行います。

場所 マイナンバー総合窓口(市役所 地下1階食堂横会議室)

交付に必要なもの 交付通知書(ハガ キ)、通知カード(紛失した方は交 付時にお申し出ください)、住民基 本台帳カード(お持ちの方のみ。マ イナンバーカードと交換)、本人確 認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁し てください。

◆予約いただくとスムーズにご案内で きます。市公式LIN Eアカウントからも予

約できますので、是

非ご利用ください。



問合先 市民課マイナンバー担当 ☎939·1111(内線1220)

(i)

各種情報

㈱三菱UFJ銀行窓口での納付 書収納取扱いを 3月29日(金)で終了します

【ご注意ください】

- ・納付書裏面に㈱三菱UFJ銀行が納 付場所として印字されている場合 でも、4月1日(月)以降は収納はで きません。
- ・市税のうち地方税統一QRコード (eL-QR)が印字された納付書につ いては、4月1日(月)以降も引き続 き銀行窓口にて納付が可能です。
- ・口座振替による納付は継続して利 用いただけます。

納付に関して詳しくは、各納付書な どに記載の担当課までお問合せくだ さい。

問合先 会計室会計担当(1階9番窓 □) **☎**939 · 1239

道明寺天満宮の初詣で車両の 通行が制限されます

期間 12月31日(日)23時~1月1日 (月・祝)18時、1月2日(火)・3日 (水)9時~18時

制限内容 一方通行、車両通行禁止、 (自転車は除く)

問合先 道明寺天満宮 ☎953 · 2525



市への寄贈

・地域貢献活動のために

絵本「ゆうぐれ」 18冊 (大阪いずみ市民生活協同組合)